

平成25年第4回定例会
平成25年12月13日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨	田	俊	廣	議員	2番	阿	部	清	議員
3番	遠	藤	智与	子	議員	4番	後	藤	健一郎	議員
5番	太	田	芳	彦	議員	6番	國	井	輝明	議員
7番	沖	津	一	博	議員	8番	工	藤	吉雄	議員
9番	杉	沼	孝	司	議員	10番	辻		登代子	議員
11番	荒	木	春	吉	議員	12番	新	宮	征一	議員
13番	佐	藤	良	一	議員	14番	内	藤	明	議員
15番	高	橋	勝	文	議員	16番	川	越	孝男	議員
17番	那	須		稔	議員	18番	木	村	寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤 洋樹	市長	丹野 敏晴	副市長
渡邊 満夫	教育委員長	兼子 昭一	選挙管理委員会委員長
高子 武	農業委員会会長	富澤 三弥	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長
宮川 徹	政策推進課長	奥山 健一	財政課長
船田 一彦	税務課長	那須 吉雄	市民生活課長
芳賀 弘明	建設管理課長	山田 敏彦	下水道課長
犬飼 敬一	農林課長（併）農業委員会事務局長	荒木 信行	商工振興課長
安孫子 政一	さくらんぼ課長	菅野 英行	健康福祉課長
阿部 藤彦	子育て推進課長	工藤 恒雄	会計管理者（兼）会計課長
阿部 誠	水道事業所長	安食 俊博	病院事務長
荒木 利見	教育長	小林 友子	学校教育課長
月光 龍弘	生涯学習課長	大沼 孝一郎	監査委員
遠藤 啓一	監査委員長		

○事務局職員出席者

丹野 敏幸	事務局長	佐藤 肇	局長補佐
山田 良一	総務主査	兼子 亘	総務係長

議事日程第5号 第4回定例会
平成25年12月13日（金曜日） 予算特別委員会終了後開議

再開
(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第72号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第74号 寒河江市市税条例の一部改正について
〃 5 議第75号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
〃 6 議第76号 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
〃 7 議第77号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
〃 8 議第85号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
〃 9 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 10 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第 11 議第73号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）
〃 12 議第81号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
〃 13 議第86号 寒河江市立しばはし保育所に係る指定管理者の指定について
〃 14 議第87号 寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について
〃 15 議第88号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
〃 16 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 17 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第 18 議第78号 寒河江市下水道条例の一部改正について
〃 19 議第79号 寒河江市浄化槽等設置管理条例の一部改正について
〃 20 議第80号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
〃 21 議第82号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
〃 22 議第83号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
〃 23 議第84号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
〃 24 議第89号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について

- 〃 25 議第90号 寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について
 - 〃 26 議第91号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
 - 〃 27 議第92号 寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について
 - 〃 28 議第93号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
 - 〃 29 議第94号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について
 - 〃 30 議第95号 市道路線の認定について
 - 〃 31 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
 - 〃 32 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

再 開 午前10時00分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、議第72号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。
〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕
○國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第72号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

12月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長　日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第72号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○鴨田俊廣議長　次に、日程第4、議第74号寒河江市市税条例の一部改正についてから日程第8、議第85号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてまでの5案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長　日程第9、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号及び議第85号であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第74号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「年金からの徴収となると住民の理解が必要であり、住民に対する対応はどのようにするのか」との質疑があり、当局より「電話ではどうしても理解していただくことができないこともあります、自宅に行って説明することも現実にあります。表示にしないとわからない部分もありますので、そのような形で周知したいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、議第74号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「都市計画税の課税対象面積と都市計画区域税の対象区域との違うと思うが教えてほしい」との質疑があり、当局より「都市計画区域の面積は51.09キロ平方メートル、都市計画税の課税対象面積は約10.2キロ平方メートル、その中の課税区域が約8.7キロ平方メートルで非課税が1.5キロ平方メートルとなっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、議第75号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、議第76号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、議第77号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「指定管理制度の目的は雇用の確保、地域力を高める方策だと理解しています。できるだけ地元で管理をとれるよう配慮も必要ではないか」と質疑があり、当局より「広く市民が公平公正な恩恵が受けられることが大事な要点である」との答弁がありました。

また、委員より「指定管理のほとんどが、申請団体が1つになっている。これでは委託と変わらないのではないか。多くの団体が申請できるようしていただきたい」との意見も出されました。

討論を終結し、採決の結果、議第85号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長　日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員　総務文教委員長にお尋ねをしたいと思います。議第85号の関係です。この関係については……。

○鴨田俊廣議長　マイク近づけてお願ひします。

○川越孝男議員　この関係については前の本会議でもお尋ねしています。その際、当局からは問題ないという旨の答弁をいただいておるんですが、再度お尋ねしたいと思います。

指定管理者の選定に当たっては、原則公募なんですね。しかし、この85号に関しては公募を行っていません。それから、指定管理者の候補となった団体の代表者が教育長であります。その結果、施設の管理者である教育長が、自分が代表者である1社だけを対象として他社を排除したことに結果的になっています。また、体育振興公社もことし1月に一般財団法人に変更した旨の回答も前の本会議でいただいておりますが、指定管理者の指定は株式会社もできる制度であります。

したがって、そういうことからすれば今回の対応には問題があったのではないかと思います。したがって、今回の指定管理者の候補者選定に当たって当局に設置されている指定管理者審査選考委員会の審査の中で、こういった点についてどのような判断をされたのか、委員会での審査の際に解説をされたのか。また、総務文教常任委員会の中で委員の中からこの件についてどのような議論がなされたのかお尋ねしたいと思います。

先ほどの委員長の報告ですと、1社だけというのは委託契約と同じではないかという意見があつたという旨の報告はありましたけれども、今私が申しあげたようなことについてどのように議論されたのか。あるいは当局の判断などがその審査の際に示されたのかもお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長　沖津委員長。

○沖津一博総務文教常任委員長　ただいまの件につきましては本委員会では議論はなされませんでした。

○鴨田俊廣議長　川越議員。

○川越孝男議員　委員会でなされていないようでありますけれども、やはり選定した候補者を議会に提案されるわけですから、議決を得るために提案をされているわけですから、十分な審査をするためには今後配慮していただきたい。

この結果について私は反対とか何かではなくて、手続上問題があると思いますので、ぜひ受けとめていただいて次回からは十分な配慮をお願いしたいということを申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長　ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第74号寒河江市市税条例の一部改正について、議第75号寒河江市都市計画税条例の一部改正について、議第76号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、議第77号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について及び議第85号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第74号から議第77号まで及び議第85号の5案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○鴨田俊廣議長　日程第11、議第73号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）から日程第15、議第88号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてまでの5案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長　日程第16、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

[阿部　清厚生常任委員長　登壇]

○阿部　清厚生常任委員長　厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第73号、議第81号、及び議第86号から議第88号までの5案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第73号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護予防サービス、特定入所者介護サービスについて、利用者の増加は今年度何人見て、何人ふえたのか。そして補正金額を教えていただきたい」との問い合わせがあり、当局より「当初予算では人数を決めておくものではなく、5期計画の平成25年度の給付費分として額で計上しており、介護予防サービスは平成24年度の実績から推測して120名多くなり927万3,000円であります。次に、特定入所者介護サービス等費は、平成24年度の実績から推測して173件多くなり739万円の増加が見

込まれます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「消費税5%から8%になると消費税に係る負担はどれくらいを見込んでいるのか」との問い合わせがあり、当局より「平成24年度の決算ベースで消費税を計算しますと、消費税の納付額は約2,400万円になります。8%になりますと3,856万円ぐらいとなり、平成24年度の約1.6倍になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号寒河江市立しばはし保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「子供が定数何人で何歳児何人、保育士何人、調理師何人なのか。また管理体制はどういうふうになっているのか」との問い合わせがあり、当局より「想定人数では1歳児が12名、2歳児17名、3歳児25名、4歳児30名、5歳児30名、合計114名ぐらいです。保育士は9名と保育所長1名、副保育所長1名の11名、調理師2名、そして嘱託医を置くこととしております。管理体制としては開所時間は午前7時から午後7時までとし、今度は土曜日も午後7時まで保育を行います。給食については園内で調理をし、献立は市が作成することとしております。延長保育は午前7時から午前8時30分までと午後7時まで行います。また、障がい児保育及び休日保育を実施し、通園バスも運行することとしております。なお、十分な引き継ぎを行うため市の保育士を1年間派遣するという条件を付しております」との答弁がありました。

委員より「休日保育の実施に当たって、その保育所に入所していないと利用できないのか。他の保育所、幼稚園の場合でも利用できるのか」との問い合わせがあり、当局より「対象は市内のお子様で保育に欠けるお子様になります。必ずしも、しばはし保育所の入所者でなくても利用できます」との答弁がありました。

委員より「指定管理者審査選定委員会は、副市長を先頭にして関係する課長が一堂に集まって最終的に指定管理者を選定すると思いますが、必要に応じて専門的な方や外部の方の意見を入れながら選定する方法も考えられると思うが」との問い合わせがあり、当局より「御意見があつたことは担当部署にお伝えをしておきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民の要求に応えることも必要だが、働く人の雇用の場、雇用の条件はどうなっているのか」との問い合わせがあり、当局より「センターは毎月第3日曜日の休館日、年末年始12月29日から1月3日まで以外はオープンしています。年間347日ぐらいの開所であり、しかも午前9時から午後6時までと長い時間ですので、ローテーションを組みながら取り組みをしていくこととしており

ます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「4人体制ということですが、身分はどうなるのか」との問い合わせがあり、当局より「正職員1名嘱託が3名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長　日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。佐藤議員。座ったままで結構です。

○佐藤良一議員　病院のことをお聞きしたいと思います。病院ばかりでなく保育所、市役所全体は年末年始大体12月29日から4日ころまでお休みですが、病院の勤務時間は祝祭日のことでお聞きいたします。祝祭日は元日以外はありませんので、その取り扱いはどのようにになっているのでしょうか。通常の勤務は8時半から8時からになっておりますけれども……。

○鴨田俊廣議長　佐藤議員、委員長報告に対する質疑でございます。それは、委員長報告にありませんので。報告に関する質疑をお願いします。

○佐藤良一議員　だから、そういうことあったかどうかです。保育所も3日間やっていると思いますけれども、祭日は1日しかありませんけれども、そういう賃金の支払いに対して御審議ありましたかどうかであります。

○鴨田俊廣議長　阿部委員長。

○阿部　清厚生常任委員長　ただいまの委員会におきましての意見はありませんでしたので報告します。

○鴨田俊廣議長　ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。川越議員。討論ですか。何号議案。確認いたしますが何号議案ですか。

○川越孝男議員　86号です。

○鴨田俊廣議長　賛成討論ですか。反対討論ですか。

○川越孝男議員　反対です。

○鴨田俊廣議長　その他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

初めに、反対討論について川越議員の発言を許します。川越議員。

[川越孝男議員　登壇]

○川越孝男議員　ただいま議題になっています議第86号について反対討論を行います。

提案されている内容はしばはし保育所の指定管理者についてであります、公募をした結果2社から提案がなされ、それらを審査をし、平成26年4月から3年間、学校法人陵乗学園を指定するというものです。委員会でも審査を行いましたが、わからない点がたくさんありました。したがって、正直なところ、この指定に対して反対というよりも賛成できないというのが本心であります。

賛成できない理由の1つは、当局は2社から提案書を受けているが、その提案書の開示は議会で議決後、13日本会議で決定した以降でないと公開できないと言われています。しかし、私はこれでは遅いと思います。陵乗学園を候補者に選定した段階で当局の意思決定は済んでいるんだと思います。当然その時点での公開すべきだと思います。そうでないと、議員が2社がありながら陵乗学園が本当に適正なのかどうか、これを判断するためには両方の提案内容を十分検討する必要があるからであります。議会の議決があれば、議会に資料提出するという、こういう姿勢は誤りだということを指摘をしておきたいと思います。なぜならば、必要ないと議会で議決されれば資料が議会に出せないからであります。

当然にして、2社からの提案書を受け取って、それを役所の中で審査をして陵乗学園の候補として決定しているわけでありますから、それが妥当かどうかということを議会で審査するためには双方の提案書を見る必要があるということであります。

それから、2つ目でありますけれども、市の条例があります。指定管理者の指定に関する手続の条例があります。この中で法やこの条例には選考の基準が明示されています。

1つは市民の平等な利用が確保されること。2つには施設の管理を安定して行う能力を有している者であること。3つ目には施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること。そして、4つ目にはその他市長等が施設の目的または性質に応じて別に定めることができるとなっておって、1から3までは選定する際の必須要件になっています。

ところが、今回議会に提案されている中身、資料では、この86号に関する資料では3番目のものが載っていません。1番、2番きり載っていません。したがって、先ほど委員長から報告がありましたように保育士や調理師の人数などはありますけれども、従事する方が正規の職員なのか非正規なのかもわかりません。お金が幾らと提案されているのかもわかりません。これでは、私は問題だと思います。したがって、これらも十分検討した上で議会としてはオーケーをするというのが議会の責任ある対応だと思うんです。

したがって、私は先ほど申しあげましたように陵乗学園がだめだということでは、中身がわかりませんので、それよりもそのことにまだ同意できる状況にないということであります。法律や条例にも基づく審査がなされて、基準がありません。議会にも示されていません。したがって、私はこの関係については同意をすることできません。そして、こういうことをきちんと指摘をしないと同じ過ちを繰り返してはならないという、させてはならないという思いもあります。

そして、私はこの委員会審査で、あの時点でも採決の際に申しあげました。今の時点では賛成できません。しかし、13日本会議で最終的に意思を表明する場があるわけですから、それまでの間、私も委員として調査をしてみたいということを申しあげながら、所管だけでなく指定管理者制度そのものを所管する係、課にも行っていろいろ教えていただきました。

そうしますと、さらにやはりこの議案については今の時点で同意するのは議員として極めて無責任だという判断に立ちました。したがって、同僚議員の皆さんやあるいは市民の皆さんにもそういう問題がある今回の議案になっているということを御理解をいただきたいと思います。そして、同時に当局にも今私が申しあげたようなことについて今後、十分配慮していただきたい。ということを申しあげ、反対討論といたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。國井議員。賛成ですか、反対ですか。賛成。國井議員。

〔國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほどの川越議員からの論点とちょっと違うかもしれませんけれども、私は市民の声を伺ったことに關して触れさせていただきたいと思います。

私も厚生常任委員会の委員の一人として審議の中に入らせていただき、さまざま質疑させていただきました。皆さんから本当に多くの質問もありまして、議論もされたと思っております。

先ほどお話にもありました、陵乗学園につきましてはこれまでみなみ保育所等の実績、そういったことも大変よいということで評価も高いと伺っています。実際私もみなみ保育所に訪問させていただき、職員の声や利用者の声というのも聞かせていただき、大変よい保育所の運営をされているなと感じたところがありました。

指定管理者の中でも特に、多くの指定管理を市でもやっておりますが、特に保育関係、にしね保育所、みなみ保育所の関係が特に評価が高い、そんなふうにも認識しているところであります。

先ほどは陵乗学園さんが悪いというわけではないというお話がありました。私も、そういった意味ではちょっと違うと思うんですけれども、陵乗学園さんの実績、また委員会の質疑の中で私も質問させていただきましたが、延長保育、また休日保育ということで市民が求めること、また子育て中の親の意見としてもそういったニーズが大変高いところでありますので、そういったサービスの内容、市民サービスの充実といった面からもこの陵乗学園さんを指定管理にすべきと私は感じております。

市民のサービス向上、そういった面からの立場で賛成という立場で討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに、議第81号及び議第86号を除く議第73号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第87号寒河江市総合子どもセンターに係る指定管理者の指定について及び議第88号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についての3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第73号、議第87号及び議第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議第81号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議第86号寒河江市立しばはし保育所に係る指定管理者の指定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長　日程第18、議第78号寒河江市下水道条例の一部改正についてから日程第30、議第95号市道路線の認定についてまでの13案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長　日程第31、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長　登壇〕

○杉沼孝司建設経済常任委員長　建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第78号から議第80号、議第82号から議第84号、議第89号から議第95号の13案件であります。

一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。

審査の都合上、議第84号の審査後に議第93号、議第95号の審査を行い、その後に議第89号、議第90号、議第91号、議第92号、議第94号の順に審査を行うことを諮り、異議なくそのように決しました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第78号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申します。

委員より「減量認定はこれまで限定されていたものを一般市民にも拡大するということですが、どのようなものが認定になるのか」との問い合わせがあり、当局より「一般市民で庭木への水やりなど下

水道に排除ならない水は減量対象になります。その水量の確認は蛇口の手前に水道メーターと同じ子メーターを設置いただき、カウントしたものを差し引き減量認定するもので、毎月申告が必要になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市浄化槽等設置管理条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「水道料金と水道加入金が消費税の対象になるということだが、加入金は物を売ったり買ったりするといったようなものではないと認識しているが、その辺の事情はどうなのか」との問い合わせがあり、当局より「加入金についてもサービスの対価ということで、消費税法上課税対象となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「年度ごとに報告書を出しているようだが、その報告書について何か疑問とされる点、これは問題だと指摘されるようなことはなかったか」との問い合わせがあり、当局より「市の監査も入っており、その中でも問題はありませんでした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議第84号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「選定結果の項目7番の適正な人員配置の基準点が3点だが、選定団体は2点となっている。人員配置等の記載がないために2点の評価としたということだが、基準点の3点に満たなかった、この辺はどうするのかという聞き取りなどは行っているのか」との問い合わせがあり、当局より「詳細については申請者に聞き取りを行っております」との答弁がありました。

委員より「二の堰の地下道でガラス張りになって魚の生態を見る場所があるので行ったところ、ガラスの汚れで全く見えなかつたと苦情、相談があった。また、地下道に水がたまりブドウの葉っぱがかなり落ちていて全く管理がなっていない。合計点では基準点を上回り評価できるが、人が足りないために管理が行き届かないのではないか」との問い合わせがあり、当局より「管理についてはいろいろと難しいところもありますが、管理が行き届くように相談して指導してまいりたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「グラウンドワーク二の堰の事務所や人員構成はどうなっているのか」との問い合わせがあり、当局より「事務所は寒河江川土地改良区の事務所を利用し、役員は9人、21団体で構成されております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「選定結果の内容の評価について、9番の類似施設の管理実績で、選定団体は類似する施設に関する業務受託があるため評価が6になり、またA団体は類似しないが施設の指定管理者の実績があるから8にしたということだが、A団体は全く角度の違う施設で指定管理者になっていても評価が高いというのはどうなるのか」との問い合わせがあり、当局より「評価基準というものがあり、これは寒河江市で評価するに当たっての基準を定めたものであり、この基準に基づいて採点をしています。業務委託は、例えば警備業務とかの一部分だけを委託されるのに対し、指定管理者はその施設全てを任されるもので、建物の管理のほかに自主事業なども含めて施設を活性化するという視点から、指定管理者として管理を任されるというのはそれだけ評価が高くなります」との答弁がありました。

委員より「施設の有効活用方法で、選定団体は寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画に基づいた明確なフロアコンセプトを示しているとあるが、明確なコンセプトとはどのようなものか。また、多彩で魅力的な自主事業を提案しているとあるが、どのような事業を提案しているのか」との問い合わせがあり、当局より「例えば、4階については子供から大人まで利活用できる子育て、文化、世代間交流応援機能を充実させるという形で示されているなど、各階ごとにコンセプトが示されています。また、選定団体は児童の絵画等の作品の展示会、市民の写真展、ミニコンサート、絵本の読み聞かせ、季節のイベントとして餅つき大会、流しそうめんなど、また救急健康生活支援の講習会、寒河江の特産品祭り、市産業展示会、ゆるキャライベント、仕事体験イベント、チャレンジショップ1店逸品などの自主事業を挙げております」との答弁がありました。

委員より「A団体も有効活用方策、6点となっており、両団体とも何らかの有効活用方策を出していると思う。合計点数が2点差というのは非常に疑問を生むので、もう少し選定基準の項目を設けて点数が開くようなわかりやすいシステムに変えていくべきではないか」との問い合わせがあり、当局より「選定委員会に伝えさせていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「駐輪場の利用は登録制になっているが、受け付けは今までどおり市民生活課でやるのか」との問い合わせがあり、当局より「受け付けについてはこれまでと同じように市民生活課で行います」との答弁がありました。

委員より「利用度合いはどのくらいになっているのか」との問い合わせがあり、当局より「昨年度の実績ですが、正面口が327台で南口は166台です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「現在どれくらいの利用があるのか」との問い合わせがあり、当局より「昨年度の利用者数は2,858人です。平成23年度は3,461人となっており、昨年度は若干減っております」との答弁がありました。

委員より「使用期間が10月20日までとなっているが、冬期間は指定管理者は管理せず、雪おろしなどは全然行かないのか」との問い合わせがあり、当局より「1階部分はかなり高くなっています、雪おろしはしないで自然落下での対応になっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長　日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。佐藤議員。座ったままで。

○佐藤良一議員　葉山の市民荘、指定管理になっておりますけれども、今までですと畠の地区民に委託契約やっていたんですと思われたんですけども、そう思っております。畠の人たちにはキャンプ場を初め葉山牧場のところの大変協力をいただいております。その辺のお話はなかったんでしょうか。

○鴨田俊廣議長　杉沼委員長。

○杉沼孝司建設経済常任委員長　ありませんでした。

○鴨田俊廣議長　ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに、議第78号、議第79号及び議第80号を除く議第82号さくらんば会館に係る指定管理者の指定について、議第83号トルコ館に係る指定管理者の指定について、議第84号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について、議第89号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について、議第90号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について、議第91号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について、議第92号寒河江市葉山市民荘に係る指定管理者の指定について、議第93号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について、議第94号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について及び議第95号市道路線の認定についての10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第82号から議第84号まで及び議第89号から議第95号までの10案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第78号寒河江市下水道条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立多数であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議第79号寒河江市浄化槽等設置管理条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立多数であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議第80号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立多数であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

閉会 午前11時04分

○鴨田俊廣議長 これにて平成25年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。